

「日本放送協会のインターネット活用業務実施基準の変更案の認可申請の取扱いに関する総務省の考え方」についての意見募集結果に対する総務省の考え方

- 意見募集期間 : 令和2年 11 月 25 日(水)から同年 12 月 24 日(木)まで
- 提出意見件数 : 255 件 (放送事業者等:31 件、個人等:224 件)
- 意見提出者 :
 - 放送事業者等【31 件】 (50 音順)
青森放送(株)、RKB 毎日放送(株)、朝日放送テレビ(株)、関西テレビ放送(株)、札幌テレビ放送(株)、四国放送(株)、(株)静岡第一テレビ、中京テレビ放送(株)、(株)中国放送、中部日本放送(株)、(株)TBS テレビ、(株)テレビ朝日ホールディングス、(株)テレビ岩手、(株)テレビ愛媛、(株)テレビ高知、(株)テレビ信州、(株)テレビ東京ホールディングス、(株)テレビ宮崎、(株)テレビユー山形、東海テレビ放送(株)、西日本放送(株)、日本テレビ放送網(株)、日本海テレビジョン放送(株)、(一社)日本新聞協会メディア開発委員会、(一社)日本民間放送連盟、広島テレビ放送(株)、福岡放送(株)、(株)フジテレビジョン、北海道文化放送(株)、(株)毎日放送、讀賣テレビ放送(株)
 - 個人及び上記以外の法人等【224 件】

1. 市場競争関係

主な意見(概要)	総務省の考え方
<p>○ 総務省の考え方では、「インターネット上のコンテンツ配信市場が拡大する中、変更案によるインターネット活用業務の実施によって、広告収入により提供されるコンテンツ配信市場に直接影響するものではなく、また、現行の実施基準第9条に基づき、協会の会長の諮問機関として設置されるインターネット活用業務審査・評価委員会から、インターネット活用業務の公共性及び市場競争への影響等の業務の適切性を確保する観点による見解を求めることとされていることも勘案すれば、直ちに市場の競争を阻害するおそれは低い」と結論付けています。</p> <p>しかし、NHKは受信料を財源とする特殊法人である以上、民間事業者が収支を勘案しながら競争を行っているインターネット分野で事業を行うことは、必然的に市場の競争に影響を及ぼすリスクをはらんでいます。</p> <p>NHKのインターネット活用業務が市場の競争に与える影響については、NHK自身が不断に検証することが重要ですが、総務省におかれても、民間事業者の意見を十分に汲み取り、精緻に検証いただくことを要望します。</p> <p style="text-align: right;">【(一社)日本民間放送連盟 他】</p>	<p>総務省としては、「日本放送協会のインターネット活用業務の実施基準の認可に関するガイドライン」(平成26年11月。令和元年9月改定。以下「ガイドライン」という。)において、インターネット活用業務実施基準の審査基準として「市場の競争を阻害しないこと」を定めており、変更認可申請がなされた場合には、民間放送事業者による同時配信サービス等の状況等も踏まえて審査を行います。</p> <p>また、透明性の高いプロセスの下で、広く国民・視聴者の意見を踏まえつつ検討を進めるため、原則として、総務省の考え方を公表し、意見募集を行うこととしています。</p>

○ 総務省の考え方では、NHKのインターネット活用業務の実施によって、「広告収入により提供されるコンテンツ配信市場に直接影響するものではなく」、また会長の諮問機関「インターネット活用業務審査・評価委員会」から市場競争への影響等について見解を求めることも勘案すれば、「直ちに市場競争を阻害するおそれは低い」との認識を示しました。

しかし、NHKがインターネット活用業務に要する費用の上限の年額 200 億円は、民放事業者が当該業務に充てる経費の規模に比べれば莫大です。総務省が今回、「市場競争を阻害するおそれは低い」との考えにいたった具体的な根拠・理由を明らかにしていただくことを希望します。

当社はかねてより指摘していますが、「NHKニュース・防災アプリ」は現在、災害情報や気象情報のみならず、ビジネスやスポーツを含めあらゆるジャンルのニュース、コンテンツを提供し、民放事業者や新聞・通信等の競合事業者のビジネスに少なからず影響を与えています。

また、今回の変更案においても不明確なままの「理解増進情報」については、NHKは8月28日の審査・評価委員会において「さまざまな表現の可能性を積極的に追求することを通じてより効果的な情報提供に努めたい」との考えを示しています。NHKが「理解増進」を恣意的に拡大解釈・運用すればインターネット独自コンテンツの量産も可能で、民間事業者の脅威になりかねません。

総務省においては、NHKの当該業務が及ぼす市場競争への影響等を精緻に分析・検証し、「放送の補完」業務としてふさわしいかどうかを厳格にチェックしていただくことを要望しま

総務省としては、ガイドラインにおいて、審査基準として「市場の競争を阻害しないこと」を定めており、NHKが保有している経営資源（受信料財源、職員、放送番組等）を流用し、同種のサービスを行う民間競合事業者よりも不当に有利な条件で提供する等、民間部門との公正な競争を阻害するようなものとなっていないかについて審査を行っています。

「日本放送協会の放送法第20条第2項第2号及び第3号の業務の実施基準の変更の認可申請に対する総務省の考え方」（以下「総務省の考え方」という。）Ⅲ（2）1（2）で示したとおり、総務省としては、NHKの認可申請における地上テレビ同時配信の提供時間及び地上テレビ見逃し番組配信のうち地方向け放送番組の提供期間の変更は、受信料によって賄われるものであり、広告収入により提供されるコンテンツ配信市場に直接影響するものではなく、市場競争を直ちに妨げるおそれは低いものと考えます。

総務省としては、今後、インターネット活用業務実施基準の変更認可申請がなされた場合には、引き続き、市場の状況等も踏まえ、審査を行ってまいります。

す。

【(株) テレビ東京ホールディングス 他】

- 本考え方が「変更案によるインターネット活用業務の実施によって、広告収入により提供されるコンテンツ配信市場に直接影響するものではなく、市場の競争を阻害するおそれは低いものと考えられる」とした理由として、インターネット上のコンテンツ配信市場が拡大していることや、インターネット活用業務審査・評価委員会が、インターネット活用業務の公共性及び市場競争への影響等への業務の適正性の確保する観点による見解を求めることが、挙げられています。

しかしながら、インターネット上のコンテンツ配信市場が拡大されれば、広告収入により提供されるコンテンツ配信市場にも影響が出る事は避けられないと考えます。

市場競争への影響は、現在の放送体制が崩れる可能性を持ち合わせており、NHKによるインターネット活用業務の範囲などについては、非常に慎重な議論が必要です。

従いまして、NHKによるインターネット活用業務は可能な限り抑制的に制限され、その影響を最小限にとどめるべきです。

【四国放送(株) 他】

- NHKの本変更案によるインターネット活用業務の実施について総務省の考え方では、「広告収入により提供されるコンテンツ配信市場に直接影響するものではなく」「直ちに市場の競争を阻害するおそれは低い」とされています。しかしながら、「直接影響するものではなく」「市場を阻害する恐れは低い」との認識

は、私ども民間放送事業者の認識と、かい離があります。受信料を財源として同時配信等のインターネット活用業務を拡大していくことが、収支を勘案しながら実施する民間事業者の市場競争にどのような影響を与えるかについては、詳細な検証を重ねていく必要があると考えます。

【(株)TBSテレビ 他】

- 総務省の考え方では、変更案によるインターネット活用業務の実施が市場の競争を阻害するおそれは低いとしていますが、我々民間事業者がコストも踏まえて参入しているインターネット事業に、受信料という財源でもってNHKが参入することは、市場の競争を阻害するリスクがあると考えます。NHK及び関係者が、このリスクが顕在化しないよう取り組むことが重要です。

【東海テレビ放送(株)】

2. インターネット活用業務の実施に係る費用関係

主な意見(概要)	総務省の考え方
インターネット活用業務の実施に係る費用上限について	
<p>○ 今回の変更案で、費用の上限について、これまでの「受信料収入の2.5%」に変えて「年200億円を超えないものと」している。ローカル局からするとこの数字はかなり大きなものと言える。それだけに、NHKとしては、自らが示した費用の見通し総額を越えることのないよう、費用の抑制管理に努めるべきである。その観点から、総務省の考え方において「各年度の見通し総額を越えないように努める」とことと「各年度の見通し総額を上回るようになった場合」に理由を明らかにすることを求めていることは妥当である。</p> <p style="text-align: center;">【(株) テレビユー山形 他】</p>	<p>「総務省の考え方」に対する賛同の御意見として承ります。</p>
<p>○ 当連盟は「NHK常時同時配信の実施に関する考え方」を2018年10月に公表し、抑制的な事業運営のひとつの目安としてNHK自身が示した受信料収入2.5%上限を維持し、現状の事業規模からはじめるよう求めました。</p> <p>今回の変更案では、費用の上限について「受信料収入の2.5%」に代えて「年額200億円を超えないもの」とするとともに、2021年度から2023年度までの実施に要する費用の見通し総額を189億円から192億円と示しています。</p> <p>各民放事業者の売上規模を鑑みれば、今回示された費用の見通し総額であっても決して少ない額ではありません。NHKは、</p>	<p>令和2年11月10日付でNHKから申請のあった、放送法（昭和25年法律第132号）第20条第2項第2号及び第3号の業務の実施基準の変更案（以下「NHK認可申請案」という。）第17条第1項において、「実施しようとする業務が真に必要で有効なものか、受信料財源により賄うことが妥当かなどの観点から不断に点検して抑制的な管理に努める」旨が定められています。</p> <p>「総務省の考え方」Ⅲ（2）4（1）①（ロ）に示したとおり、総務省としては、このように定められていることを踏まえ、2号受信料財源業務の実施に要する費用が、NHK認可申請案の添付書類のうち、別添1「インターネット活用業務の実施に要する費用に関する事項の算定根拠」（以</p>

自ら示した各年度の費用の見通し総額を超えることがないよう、これまで以上に費用の抑制管理に努めるべきです。

その観点から、総務省の考え方が「算定根拠に記載されている各年度の見通し総額を超える金額にならないよう努めるとともに、各年度の見通し総額を上回ることとなった場合には、当該年度の実施計画・業務報告書等において、その旨及び理由を明らかとすること」と指摘していることは重要です。

費用の抑制管理が適切に実施されているか、NHK自身が不断に検証を行うとともに、外部から検証が可能となるよう、できる限りの情報公開が必要と考えます。

【（一社）日本民間放送連盟 他】

- 当委員会はかねて、NHKのインターネット活用業務が任意業務（放送法 20 条 2 項）である以上、受信料制度との整合性を取り、市場での公正競争を保持しつつ、あくまで「放送の補完」であるという位置付けのもと、抑制的に運用されなければならないと指摘してきた。NHKは今回の変更案で、ネット業務の費用上限を、従来の「受信料収入の 2.5%」から「年額 200 億円」に改める考えを示している。この金額は 2020 年度予算に当てはめると 2.87%に当たり、かつて自ら決めた 2.5%の枠を大きく超える。抑制的な運用に努める姿勢が見られず、今後なし崩しにネット業務を拡大しかねないと危惧する。

NHKは上限を改めるにあたって、必要な費用を算出したとしているが、オリンピック・パラリンピック東京大会の終了後も同規模の費用が必要なことについて、十分な説明がなされているとは言えない。コロナ禍により受信料収入が減少する可能性

下「算定根拠」という。)に記載されている各年度の見通し総額を超える金額にならないよう努めるとともに、「現時点では見通すことの出来ない将来の支出」などにより令和 3 年度から令和 5 年度までにおける各年度の見通し総額を上回ることとなった場合には、当該年度の実施計画・業務報告書等において、その旨及び理由を明らかとすることが求められると考えます。

また、NHK認可申請案第 17 条第 3 項において、インターネット活用業務の実施に要する費用については、費用明細表の作成・情報開示をはじめ、区分経理の考え方に則った十分な説明と、参考となる情報の提供に努めるものとされています。

総務省としては、NHKが、インターネット活用業務実施基準に従い、2号受信料財源業務の実施に要する費用について、実施しようとする業務が真に必要で有効なものか、受信料財源により賄うことが妥当かなどの観点から不断に点検して抑制的な管理に努めるとともに、適切に情報提供に努めることが必要と考えます。

について言及しているが、減収によってネット業務の費用が2.5%枠を超過するのであれば、相応の費用抑制を通じて枠内に収めるよう努めるのが筋である。仮に上限を200億円に設定するとしても、実施基準に「2.5%を目安に抑制的な業務運営を図る」と明記するなど、NHKが今後も抑制的な運用に努めるよう促す必要があると考える。

また、NHKのネット業務の在り方を考えるにあたっては、放送業界のみならず新聞・通信社のネット配信やネット企業を含めた民間メディアの事業に与える影響に十分留意すべきである。NHKが順守すべき放送法の趣旨である言論の多元性・多様性・地域性の確保は、NHKのみで達成できるものではなく、多数の地域情報の担い手との共存の上に成り立つ。総務省には、市場での公正競争の確保はもちろんのこと、多様な言論を通じた民主主義の維持・発展の観点からも、NHKに対し抑制的な運用に努めるよう促すことを求めたい。

【(一社) 日本新聞協会メディア開発委員会】

- 「年額200億円を超えない」とした費用上限は、あくまで「上限」です。当然ですが、仮に今回の変更案が認可されたとしても、上限に達するまでNHKが野放図に費用を使えることを意味しません。NHKは、これまで以上に費用の抑制管理に努めるべきです。

その観点から、総務省が、認可の前提として「算定根拠に記載されている各年度の見通し総額を超える金額にならないよう努めるとともに、各年度の見通し総額を上回ることとなった場合には、当該年度の実施計画・業務報告書等において、その旨

及び理由を明らかとすること」との条件を付していますが、理由を明らかにすることだけでなく、理由が適切であり、超過額がその理由に照らして合理的な範囲に収まっていることも条件としていただくよう要望します。

【（一社）日本民間放送連盟 他】

- 福岡放送は、総務省「放送を巡る諸課題に関する検討会」での議論を踏まえ、パブリックコメントを通じて「受信料収入の2.5%上限」の堅持を求めてきました。

今回示された費用の見通し総額は決して少なくありません。地方局からみると脅威でもあります。NHKは自ら示した各年度の費用の見通し総額を超えることがないよう、これまで以上に費用の抑制管理に努めることを強く希望します。

【（株）福岡放送 他】

- 2021年度のインターネット活用業務の費用総額には、単年度限りの別枠としていたオリンピック・パラリンピック東京大会に係る費用が含まれていますが、大会終了後の2022年度以降も同程度の予算規模が維持される計画となっており、費用の詳細な内訳を国民・視聴者に根拠として分かる形で示し、NHKプラスの利用者の増加状況等の実情に応じて、費用を抑制すべきと考えます。

【（株）テレビ朝日ホールディングス】

- 前述のとおり、ネット業務に必要な予算についてNHKから十分な説明があったとは言い難い。受信料収入が減収局面にあ

「総務省の考え方」Ⅲ（２）４（１）①（ロ）に示したとおり、算定根拠によると、国内インターネット活用業務のうち「常時同時配信等業務」

<p>ると述べる一方で、業務を聖域なく見直し、自ら決めた2.5%の枠内に収めようとした様子もうかがえない。常時同時配信等業務にかかる費用についても、別添算定根拠では21年度54億円、22年度62億円、23年度64億円と試算しているが、サービス開始に際しイニシャルコストが発生したことに鑑みれば、利用者増に伴うランニングコスト増を踏まえても、関連費用は圧縮されてしかるべきだ。今回示された費用上限が適正か否かを判断するには、より詳細な試算の公表が必要だと考える。</p> <p>【(一社) 日本新聞協会メディア開発委員会】</p>	<p>については、①配信関連費として、地上テレビ同時配信の提供時間の増加や利用者の増加、配信基盤やセキュリティ・プライバシー対策の強化に伴う費用の増加による増額、②地上テレビ見逃し番組配信のうち地方向け放送番組の提供について、配信設備整備に係る費用及び配信番組数の増加による増額や大阪拠点放送局の番組をはじめ他の放送局で放送した番組を含めて見逃し番組配信を実施することによる増額が見込まれることとされています。</p> <p>NHK認可申請案第17条第3項において、インターネット活用業務の実施に要する費用については、費用明細表の作成・情報開示をはじめ、区分経理の考え方に則った十分な説明と、参考となる情報の提供に努めるものとされています。</p> <p>総務省としては、NHKが、インターネット活用業務実施基準に従い、適切に情報提供に努めることが必要と考えます。</p>
<p>○ 年額200億円という上限が妥当かどうか現状では判断できませんが、各民間放送事業者が手掛けるインターネット事業の規模と比較した場合、決して少ない額ではありません。NHKは、国内のインターネット配信の発展に資するように2020年度の「NHKプラス」事業の総括を公表するとともに、国民・視聴者のニーズ、負担に真に見合っているかどうか検証した上で、適正な規模で受信料財源を運用すべきと考えます。</p> <p>【(株) テレビ朝日ホールディングス 他】</p>	<p>現行のインターネット活用業務実施基準（以下「現行の実施基準」という。）第8条第1項において、各事業年度の終了後、実施計画の実施状況（サービスの利用状況に関する情報および収支実績を含む。）を取りまとめるとともに、これについて評価を行うこととされています。</p> <p>また、NHK認可申請案第8条第2項において、インターネット活用業務の実施状況について、少なくとも3年ごとに、前項の評価の結果も踏まえて評価を行うとともに、その結果に基づき必要があると認める場合には、当該業務の改善を図るための措置（この基準の見直しを含む。）を講ずることとされており、現行の実施基準第8条第3項において、実施状況および評価ならびに前項の評価および措置は、NHKのウェブサイトに掲載して公表することとされています。</p> <p>総務省としては、NHKが、インターネット活用業務実施基準に従い、</p>

<p>○ 弊社はこれまで総務省の「放送を巡る諸課題に関する検討会」での議論を踏まえ、NHKのインターネット事業費用について、パブリックコメントを通じて「受信料収入の2.5%上限」の堅持を訴えてきました。NHKは自ら示した各年度の費用の見直し総額を越えることが無いよう公共放送の目的・使命に照らして業務の必要性や適切性、さらに放送の位置づけを常に精査して、これまで以上に費用の抑制管理に努めることを要望します。このため、費用抑制管理が適切に実施されているかについて外部専門家の知見を活用するなど、第三者制を有する仕組みの構築を望みます。</p> <p style="text-align: center;">【(株) テレビ岩手 他】</p>	<p>適切に実施状況の評価、改善及び公表を行うことが必要と考えます。</p> <p>NHK認可申請案第17条第1項において、「実施しようとする業務が真に必要で有効なものか、受信料財源により賄うことが妥当かなどの観点から不断に点検して抑制的な管理に努める」旨が定められています。</p> <p>また、現行の実施基準第9条第1項において、NHKは、インターネット活用業務における適切性の確保に資するため、NHKの会長の諮問機関として、学識経験者からなるインターネット活用業務審査・評価委員会(以下「審査・評価委員会」という。)を置くこととされています。</p> <p>同条第2項において、審査・評価委員会の委員は、市場環境の評価等に必要な知見を有する、中立公正な判断をできる者を選定し、同条第3項において、インターネット活用業務実施計画の策定並びにその実施状況の評価に当たっては、インターネット活用業務の公共性及び市場競争への影響等、公共放送の業務としての適切性を確保する観点から審査・評価委員会に見解を求め、尊重することとされています。</p> <p>総務省としては、インターネット活用業務実施基準に従い、NHKの審査・評価委員会が活用されることを期待します。</p>
<p>○ 総務省の考え方が、NHKが本年9月に意見募集を行った「NHKインターネット活用業務実施基準の変更素案」に関して、「放送法及びガイドライン(審査基準)に反するものであった」と指摘したことは適切です。</p> <p>NHKが本年9月、放送法等の趣旨を十分に踏まえずに具体的な費用上限を定めない変更案を示し、意見募集に付したことは、意見募集を行う意義を没却するものであり、繰り返されるべきではありません。</p> <p style="text-align: center;">【(一社) 日本民間放送連盟 他】</p>	<p>「総務省の考え方」脚注4に示したとおり、総務省としては、今後NHKにおいて、放送法等の趣旨を十分踏まえた案を示されるよう留意するべきと考えます。</p>

<p>○ 2号受信料財源業務の実施に要する費用の上限については、現行の「受信料収入の2.5%」を維持するべきである。また、インターネット事業はNHKの補完的な業務であり、上限を「年額200億円」として、増額を行う理由をNHKは説明すべきである。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>算定根拠において、地上テレビ見逃し番組配信のうち地方向け放送番組の提供や国際インターネット活用業務等による費用の増額が見込まれています。</p> <p>「総務省の考え方」Ⅲ(2)4(1)①(ロ)に示したとおり、総務省としては、これらの業務は、NHKの目的達成に資するものであることやその理由も認められ、その増額理由についても、一定の合理性があると考えます。</p>
<p>インターネット活用業務実施の実施に係る費用の規模について</p>	
<p>○ インターネット活用業務の「増加分が全体経費削減の規模に対し、一部にとどまっていること」が合理性のある規模にとどまっていると判断することはできないと考えます。必要なのは受信料収入の見直しに連動した予算措置を図ることであり、その連動性を自ら破棄し受信料収入と分離させ、しかも増額したことに合理的理由を見出すことはできないととらえています。</p> <p style="text-align: right;">【北海道文化放送(株)】</p>	<p>「総務省の考え方」Ⅲ(2)4(2)に示したとおり、NHKが、業務全体の経費を削減することしている中で、インターネット活用業務の2号受信料財源業務として、地上テレビ見逃し番組配信のうち地方向け放送番組の提供や国際インターネット活用業務の費用を増加させているものの、増加分は全体の経費削減の規模に対して一部にとどまっており、かつ、費用の増加についてはNHKの目的達成に資する業務やその理由があるものと認められることから、NHKの事業収支に影響を与えるものではなく、任意業務の趣旨に照らしても一定の合理性のある規模にとどまっていると認められると考えます。</p> <p>また、2号受信料財源業務に要する費用の上限が定められているNHK認可申請案第17条第2項では、「年額200億円」が費用の上限とされているほか、当該費用については「中期経営計画の策定または変更に当たっての業務および収支の見通しとあわせて検討する」とこととされており、費用の見直しをすることが定められています。</p> <p>総務省としては、今後、インターネット活用業務実施基準の変更認可申請がなされた場合には、改めて費用の上限の適正性について、審査を行ってまいります。</p>

インターネット活用業務の実施に係る費用の見通し額について	
<p>○ コンテンツ制作関連費及び配信関連費について、特段事情のない令和5年度に、ワールドカップサッカー関連費用が見込まれる令和4年度と同額の費用となっており、その理由が明確でないにも関わらず、「おおむね一定の合理性がある」とした理由をお聞きしたい。</p> <p style="text-align: center;">【四国放送（株）】</p> <p>○ 東京五輪、サッカーW杯が予定されている令和3年度、4年度と、「特段事情のない」令和5年度で「上記以外の業務」の見込みに大きな差がないことは、全く整合性がなく、詳細な積算根拠を説明すべきと考えます。</p> <p style="text-align: center;">【（株）中国放送】</p>	<p>「総務省の考え方」Ⅲ（２）４（１）①（ロ）に示したとおり、総務省としては、NHKにおけるインターネット活用業務の実施に要する費用の上限の適正性を審査するにあたり、算定根拠における費用の見込み総額について審査を行った結果、御指摘の点について合理性を十分に確認できていないものの、全体として費用の上限の審査に必要な合理性を欠くに至るまでのものではないことから、おおむね一定の合理性があると考えます。</p> <p>しかし、令和5年度の「常時同時配信等業務」以外の業務に係る費用について説明するべきという複数の御意見があることも踏まえ、当該業務の費用については、NHK認可申請案第17条第3項の定めに従い、NHKは、実施に要する費用についての十分な説明と、参考となる情報の提供に努めることが求められると考えます。</p>
<p>○ ワールドカップ放送に令和4年度には50億円、令和5年度は特段事情のないにも関わらず93億円を見込んでいる。巨額な予算にも関わらず予算枠確保の説明が不十分であり、少なくとも令和5年にイベントなければ予算0円とすべきである。</p> <p style="text-align: center;">【個人】</p>	<p>算定根拠において、「令和3～5年度までの2号受信料財源業務の費用の現時点での見通し」のうち「上記以外の業務」については、東京オリンピック・パラリンピック競技大会や北京オリンピック・パラリンピック競技大会、ワールドカップサッカー・カタール大会におけるデジタル展開に要する費用以外にも、報道番組、教育番組、教養番組等の理解増進情報の提供に要する費用が含まれるほか、防災・減災、新型コロナウイルス等の感染症関連情報の提供、教育などの情報提供の取組を強化のための費用も見込まれています。</p> <p>総務省としては、これらの業務は、NHKの目的達成に資するものであることやその理由も認められ、当該業務の実施に要する費用について、一定の合理性があると考えます。</p>
<p>○ ネット配信における急速な変化の可能性を考慮し、適宜、費用の上限について、関係者の意見を聞いた上で、見直しが必要</p>	<p>2号受信料財源業務に要する費用の上限が定められているNHK認可申請案第17条第2項では、「年額200億円」が費用の上限とされているほ</p>

<p>である。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>か、当該費用については「中期経営計画の策定または変更に当たってNHKの業務および収支の見通しとあわせて検討する」こととされており、費用の見直しをすることが定められています。</p> <p>また、NHKがインターネット活用業務実施基準の費用の上限などを変更しようとするときには、放送法第29条第3項の規定に基づき、その案についてNHKの経営委員会が意見募集を行った上で、同法第20条第9項の規定に基づき、認可を受けて策定することとされています。</p> <p>総務省においても、NHKからインターネット活用業務実施基準の変更認可申請がなされた場合には、透明性の高いプロセスの下で、広く国民・視聴者の意見を踏まえつつ検討を進めるため、原則として、総務省の考え方を公表し、意見募集を行うこととしています。</p>
<p>その他</p>	
<p>○ NHKによる受信料の増額要望や国民への負担が増えないよう総務省はガイドラインに沿って、運営してほしい。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>「総務省の考え方」に対する賛同の御意見として承ります。</p> <p>インターネット活用業務の費用については、放送法第20条第10項第4号において、その実施に過大な費用を要するものでないことが認可要件とされており、ガイドラインにおいて、当該認可要件に関する具体的な審査基準として、「(1)受信料財源業務の実施に要する費用の上限が適正かつ明確に定められていること」及び「(2)インターネット活用業務全体の実施に要する費用が、任意業務の趣旨に照らして適切な規模であること」を定めており、これらに基づき審査することとしています。</p>

3. 国際インターネット活用業務関係

主な意見(概要)	総務省の考え方
<p>○ 「邦人向け協会国際衛星放送の放送中番組及び既放送番組の提供対象地域を日本国外に限定すること」について、公共放送を日本国内に限定しておらず、予算の肥大化につながる。国外に配信するのであれば、国外での受信料を徴収すべきである。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>NHKは、日本の見解や国情を正しく外国に伝え、海外同胞に災害事件等を迅速に伝えるため、放送法第15条において、国際放送及び協会国際衛星放送を行うことを目的としており、その上で、第20条第2項第2号及び第3号において、任意業務として、国際放送を含む放送番組等をインターネットを通じて一般に提供する業務を行うことができることとされています。NHKにおいては、これらの業務の費用については、受信料で賄うこととなっています。</p> <p>国際インターネット活用業務の費用については、算定根拠においては、①世界に向けて日本の理解を促進する情報や地域の魅力を伝える情報の発信を行う国際放送番組の配信の強化や多言語化の推進、②在外邦人の安全を守るための邦人向けテレビジョン国際放送について、一部番組の海外向け配信の開始、③外国人向けテレビジョン国際放送について、外国配信事業者のウェブサイト等を通じた配信対象地域を順次拡大にすることに伴う権利確保に要する費用や外国配信事業者に対する配信費用の支払による費用の増額が見込まれています。</p> <p>「総務省の考え方」Ⅲ(2)4(1)①(ロ)に示したとおり、総務省としては、これらの業務は、NHKの目的達成に資する業務であり、費用の増加についても一定の合理性があると考えます。</p>
<p>○ 邦人向け協会国際衛星放送については、①番組中のニュース速報・地震情報・気象に関する警報(竜巻注意情報ほか)などの速報テロップが原則としてないこと、②朝の定時ニュース番組が見られること等の利点を生かし日本国外に限定した提供のみならず将来的には日本国内でもNHKプラスに登録しているこ</p>	<p>今後の放送行政に対する御意見として承ります。</p>

とを条件として放送中番組の同時提供の実施を望む。

【個人】

4. 東京オリンピック・パラリンピック競技大会関係

主な意見(概要)	総務省の考え方
<p>○ とりわけ国民・視聴者の関心が高い東京オリンピック・パラリンピックに係る実施費用については、その用途を国民・視聴者に開示し会計上の透明性をさらに高めることが適当とする総務省の考え方に賛同します。</p> <p style="text-align: right;">【(株) テレビ信州】</p> <p>○ 「オリンピック・パラリンピック東京大会に係る取り組み」について不透明な運営を行う恐れがあるため、その詳細な経費について公開し透明性を高める必要がある。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>「総務省の考え方」に対する賛同の御意見として承ります。</p> <p>「総務省の考え方」Ⅲ(2)7(2)C)に示したとおり、総務省としては、東京オリンピック・パラリンピック競技大会に係る実施費用については、国民・視聴者の関心が高く、受信料で賄われる当該実施費用が相当規模となることが見込まれているところ、その用途を国民・視聴者に開示し、会計上の透明性を更に高めることが適当と考えられるため、東京オリンピック・パラリンピック競技大会に係る対象業務の内容及び実施に係る費用については、令和3年度の実施計画・業務報告書等において記載することが求めることが適当と考えます。</p>
<p>○ 「東京オリンピック・パラリンピック競技大会に係る対象業務の内容及び実施に係る費用については、令和3年度の実施計画・業務報告書等において記載すること」とありますが、本認可申請には附則第3条として、「視聴者・国民の期待に応えるため、他の放送事業者との連携・協調関係に配慮しつつ、契約により確保した権利を活用してインターネット活用業務を実施する」という記載が維持されています。</p> <p>同附則にある「大会の競技・聖火リレー中継番組および関連番組に係る理解増進情報の提供」や「競技中継及び関連番組のメッセージを表示しない地上テレビ常時同時配信」、令和2年度の実</p>	<p>「総務省の考え方」Ⅲ(2)1(2)に示したとおり、東京オリンピック・パラリンピック競技大会に関し、基本的にはNHKと民間放送事業者等が事前に調整の上、配信を行うものであり、NHKが民間放送事業者等との事前調整の結果にしたがって実施する限りにおいては、直ちに市場の競争を阻害するおそれは低いと考えます。</p>

施計画で示された「放送だけでは伝えきれない競技の映像・音声のリアルタイム提供やハイライト動画等の提供」「インターネットに接続されたテレビ受信機向けに、何度でも楽しめるハイライト動画などの提供」などを実施する予定であれば、放送波の価値及び共同でメディア権を保有している民放事業者の事業価値を棄損しない範囲で行うことを改めて要望します。

【中部日本放送（株）】

5. 地方向け放送番組の見逃し番組配信関係

主な意見(概要)	総務省の考え方
<p>○ 地方向けの放送番組の提供について、「配信開始時点から起算して7日以内」とすれば配信期間が短くなることは避けられると考えます。配信期間は事業コストにも直結することから、この地方向け番組の見逃し配信を契機に、なし崩し的に配信期間が拡大していくことのないよう求めます。</p> <p style="text-align: center;">【(株) テレビ朝日ホールディングス】</p> <p>○ 放送日翌日から起算して14日以内、という変更の理由が「放送直後に配信開始できない場合も考えられる」というあいまいな理由によって変更されており、適正かつ明確に定められているとは受け取りがたいと考えます。またNHKの恣意的な運用を可能とする余地があるとも考えられますので、あいまいな規定によらず、明確基準を示すべきと考えます。</p> <p style="text-align: center;">【北海道文化放送(株)】</p> <p>○ 地上テレビ見逃し番組配信のうち地方向け放送番組については、放送直後に配信できない場合も考えられるため、配信期間に特別の定めをしているというのは理解します。ただし「放送日の翌日から起算して14日以内に終了する」というだけではなく、通常の番組と同程度に「配信開始から7日以内に終了する」ことも付け加えることが適当であると考えます。</p> <p style="text-align: center;">【(株) テレビ信州 他】 【個人】</p>	<p>NHK認可申請案第14条第3項において、地上テレビ見逃し番組配信のうち地方向け放送番組の提供期間及び時間については、「放送日の翌日から起算して14日以内に終了する」としています。</p> <p>「総務省の考え方」Ⅲ(2)1(5)に示したとおり、令和2年11月10日のNHK報道発表資料によると、地上テレビ見逃し番組配信のうち地方向け放送番組の提供は、放送直後に配信開始できない場合も考えられるため、配信期間が相当程度短くなることを避けるために、配信期間について特別の定めをしているとされていることから、地方向けの放送番組の提供に関する事項が適正かつ明確に定められているものと認められると考えます。</p> <p>ただし、今後、インターネット活用業務実施基準の変更認可申請がなされた場合には、総務省としては、運用実績も踏まえ、審査を行ってまいります。</p>

○ 提供期間及び時間については、「放送日の翌日から起算して7日以内に終了する」と定められているところ、変更案第14条第3項において、地上テレビ見逃し番組配信のうち地方向け放送番組の提供期間及び時間については、「放送日の翌日から起算して14日以内に終了する」という、ただし書を追記している。この定めについては、協会の報道発表資料2によると、地上テレビ見逃し番組配信のうち地方向け放送番組の提供は、放送直後に配信開始できない場合も考えられるため、配信期間が相当程度短くなることを避けるために、配信期間について特別の定めをしているとされていることから、地方向けの放送番組の提供に関する事項が適正かつ明確に定められているものと認められる。と記載されています。

我々ローカル局は、その中でいかに自社の番組を視聴してもらおうか鋭意行っているところ、NHKが見逃し配信期間を延長することは民放ローカル局への機会損失につながる可能性があるので現行通り7日以内に終了するに留めていただくことを要望します。

【(株) テレビ宮崎】

○ 変更案イの、地上テレビ見逃し番組配信のうち地方向け放送番組の提供期間について、放送日翌日から「7日以内」を「14日以内」に変更することについて、民間地方放送局への影響が未知数であるにもかかわらず、簡易な設備を用いることを理由に、通常7日以内とする見逃し番組配信期間を14日以内に延長することには賛成できません。

【(株) 静岡第一テレビ】

- 地方向け放送番組の見逃し配信に関し、放送開始直後に配信開始できない場合があり得ることを理由に、配信期間を通常の7日以内ではなく14日以内に変更した点について、NHKの説明は不十分である。地方向け番組の配信強化の必要性は理解する一方、前述のとおり、多様な言論を確保する視点から抑制的な運用も求められている。配信開始から7日間とする場合の問題点や14日以内が適当である理由に関し、より丁寧な説明をNHKに対して求めるべきではないか。

【(一社) 日本新聞協会メディア開発委員会】

- 地方向け放送番組の配信について、NHKには「民間放送局の事業運営に十分な配慮をすること」が求められています。素案に対する意見募集の際、「簡易な設備」の定義や簡易な設備でなくなった際の対応に関する意見に対して、NHKの考え方が明らかにされませんでした。今後の取り組み方を含め、利用者や民間事業者への丁寧な説明が必要だと考えます。

【関西テレビ放送(株)】

- インターネットでの地方向け放送番組の提供の検討に際しては、設備計画、サービス内容、実施時期等を可能な範囲で民放ローカル局と共有し、エリアでの共生に努められることを強く

「NHKインターネット活用業務実施基準の変更案の認可申請の取扱いに関する総務省の基本的考え方」に関する日本放送協会の検討結果について(令和元年12月8日)において、「地方向け放送番組の提供について、2021年度以降の拠点放送局における設備整備の計画、サービスの内容、実施時期等は、次期中期経営計画の中で具体化させる」とされています。

また、NHKは、令和元年8月4日に公表した「NHK経営計画(2021-2023年度)(案)」において、地方向け放送番組の提供については、「3か年の計画期間中に、拠点放送局において地方向け放送番組の提供に必要な設備の整備を行う。具体的な計画等について2021年の本計画の議決の際に示す」こととしています。

総務省としては、地方向け放送番組の提供について、今後策定される中期経営計画や、各年度のインターネット活用業務実施計画において具体的にされるとともに、関心を有する放送事業者等に必要な説明が行われることを期待します。

希望します。

【(株) 福岡放送】

- 拠点放送局の地方番組をどの程度の量、頻度で配信されるのか、具体的な事業プランを速やかに公開されることを希望します。

【(株) 福岡放送】

- 「地方向けの放送番組の提供に関する事項が適正かつ明確に定められているものと認められる」とありますが、本認可申請の「算定根拠」においても、「地方向け放送番組に係る常時同時配信等業務については、(中略)段階的に見逃し番組配信を進める」となっており、「同時配信」に関する見解としては不適切であると考えます。

地方向けの放送番組の「同時配信」に関しては、「放送の補完」として、放送と内容が同一で提供されるべきものであるため、地方向け放送番組のみを個別に提供すればいいというものではなく、地域単位で実施されている放送と同様、同時配信全体が「放送対象地域単位」で完全実施される必要があります。完全実施までの期間や費用などの全体計画に関して、速やかに明示されることを要望します。

【中部日本放送 (株)】

<p>○ 「地方向け放送番組の配信」の配信期間を通常の「7日以内」ではなく、「14日以内」に延長することについては、民間放送事業者等のサービスにも少なからず影響を及ぼすことが考えられるため、NHKにおいてはその検証のためにも、地方向け放送番組の配信実績や、分析・評価等、詳細な情報を開示して、関係事業者と情報共有するよう要望します。</p> <p style="text-align: center;">【(株) フジテレビジョン】</p>	<p>総務省としては、令和2年1月14日に行った現行の実施基準の認可の条件で示したように、NHKの業務に要する費用は国民・視聴者が負担する受信料により賄われていることや、NHKには放送サービス向上のために先導的な役割が求められていることから、インターネット活用業務の実施により得られた知見等が広く社会全体に裨益するよう、民間放送事業者に対して、知見等の共有を行うことが望ましいと考えます。</p>
<p>○ 地上テレビ見逃し番組のうち地方向け放送番組の提供期間が、放送日の翌日から起算して「7日以内」から「14日以内」に改めることについては、多くの人にとっての視聴機会が増えることが期待される。</p> <p style="text-align: center;">【個人】</p>	<p>「総務省の考え方」に対する賛同の御意見として承ります。</p>

6. 地上テレビ同時配信関係

主な意見(概要)	総務省の考え方
<p>○ 変更案アの「地上テレビ同時配信について、「当分の間(中略)提供時間を限定して行うもの」から「当分の間、(中略)提供時間を限定して行うことがある」との変更は、同時配信の開始から間もない中で、その影響等が十分に検証されないまま常時同時配信を前提とする表現への変更であり、時期尚早ではないかとの懸念があります。</p> <p style="text-align: center;">【(株) 静岡第一テレビ】</p>	<p>総務省としては、ガイドラインにおいて、審査基準として「市場の競争を阻害しないこと」を定めており、NHKが保有している経営資源(受信料財源、職員、放送番組等)を流用し、同種のサービスを行う民間競争事業者よりも不当に有利な条件で提供する等、民間部門との公正な競争を阻害するようなものとなっていないかについて審査を行っています。</p> <p>「総務省の考え方」Ⅲ(2)1(2)で示したとおり、総務省としては、NHKの地上テレビ同時配信は、受信料によって賄われるものであり、広告収入により提供されるコンテンツ配信市場に直接影響するものではな</p>

く、市場競争を直ちに妨げるおそれは低いものと考えます。

総務省としては、今後、インターネット活用業務実施基準の変更認可申請がなされた場合には、引き続き、市場の状況等も踏まえ、審査を行ってまいります。

7. 理解増進情報関係

主な意見(概要)	総務省の考え方
<p>○ 当委員会は、NHKに対し繰り返し、インターネット活用業務を抑制的かつ受信料制度の趣旨に沿って運用する観点から、「理解増進情報」の在り方を再定義すべきだと指摘してきた。常時同時配信・見逃し番組配信サービス「NHKプラス」が始まり、放送番組をそのまま配信することが可能になった以上、これを補足する情報は基本的に必要ないと考えるからだ。ネット専用コンテンツの制作や、それらを使った放送番組の宣伝は「理解増進」とは言えず、受信料の使途として不適切だ。受信料を原資にした実質上のプロモーションを「理解増進」という名目で野放しに許せば、競争上大きな不公正が生じる。「放送の補完」として真に必要な業務とは何かをゼロベースで検証し、受信料の使途として適正か、市場の公正な競争が担保されているか等の観点から、その必要性が検証されるべきだ。これはNHKの肥大化を抑制し、ひいては国民・視聴者への還元にもつながる。</p> <p>以上の意見は、先般、競合事業者等の意見としてNHKに提出している。しかし、審査・評価委員会に報告されたNHKの検証結果からは、これを真摯に検討した様子は伺えなかった。実施基</p>	<p>現行の実施基準第5条において、理解増進情報については、放送法の趣旨を踏まえ、特定の放送番組に関連付けられた補助な情報の範囲のものとし、①放送番組を周知・広報するもの、②放送番組等を再編集したもの、③放送番組の内容を解説・補足するもの、④放送番組のために収集した情報であって災害等の予防や被害の軽減に資するもの、⑤NHKが放送した放送番組の一部を編集したものまたは当該放送番組のために収集した資料であって創作用素材として提供するもの、⑥その他放送番組の視聴に関して参考となるべき情報に該当するものに限ることとされています。</p> <p>また、現行の実施基準第9条第1項により設置されている、NHKの会長の諮問機関である審査・評価委員会において、理解増進情報に関する競合事業者等の意見を聞くことができるとされています。</p> <p>あわせて、現行の実施基準第39条第1項において、競合事業者等から意見・苦情等が寄せられたときは、適切かつ速やかにこれを受け付けて対応することとされており、同条第2項において、当該意見・苦情等への対応について、審査・評価委員会に対し、インターネット活用業務の公共性および市場競争への影響等、公共放送の業務としての適切性を確保する観点からの検討を求め、その結果を尊重して必要な措置を講ずることとされています。</p>

準の認可のために意見聴取の機会を設けたにすぎないとの疑念を抱かざるを得ず、現状、意見を適切に取り扱うために必要な措置が講じられているとは到底言えないと考える。第三者性を高めた組織による事後検証フローの構築など、意見を真摯に受け止め、それをもとに適正な運用を検討する体制の整備を促すことを求める。

【(一社) 日本新聞協会メディア開発委員会】

総務省としては、これらの定めに従い、NHKにおいて、「放送の補完」と理解増進情報との関係について、競合事業者等の意見を聴取等しつつ、議論を深めるべきと考えます。

8. その他の御意見

主な意見(概要)	総務省の考え方
<p>○ NHKは放送を目的とする特殊法人であり、インターネット活用業務はあくまで『放送の補完』と位置づけられています。しかし、NHKの前田晃伸会長はことし9月の会見で「放送の補完ではなく本来業務という位置づけのほうが実態にあっている」という考えを明らかにしました。NHKのインターネット活用業務には肥大化と民業圧迫の懸念があり、放送を支える受信料を財源としたインターネット活用業務でどのような役割を果たそうとしているのか自らの考え方を明らかにすべきと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【青森放送(株) 他】</p> <p>○ NHKは受信料を財源とする特殊法人である以上、民間事業者が収支を勘案しながら競争を行っているインターネット分野で事業を行うことは、必然的に市場の競争に影響を及ぼすリスクをはらんでいます。</p> <p>インターネットの分野において、NHKは公共放送として、どうあるべきなのか？との前提の考え方が必要ではないでしょうか。さらにインターネット事業を考える際に、「インターネットにおいて、公共放送でなければできないことは何なのか」との視点が不可欠だと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【讀賣テレビ放送(株)】</p>	<p>NHKは、放送法第20条第2項第2号及び第3号に基づき、放送した番組又は放送する放送番組及びその編集上必要な資料その他の放送番組に対する理解の増進に資する情報を、自ら又は他の事業者を通じて、インターネットを通じて一般に提供する「インターネット活用業務」を行うことができることとされています。</p> <p>総務省としては、インターネット活用業務でどのような業務を実施するかについては、NHKにおいてインターネット活用業務実施基準に基づき、具体化すべきものと考えます。</p>
<p>○ 当社はインターネット活用業務で得られる通信ネットワークへの負荷のデータや、システムの構築、権利処理等に関する知見</p>	<p>総務省としても、令和2年1月14日に行った現行の実施基準の認可の条件で示したように、NHKの業務に要する費用は国民・視聴者が負担</p>

について民放を含めた関係者に提供することを要望してきました。昨年の第198回国会で可決・成立した改正放送法には付帯決議が付され、「協会は、常時同時配信を行うにあたり、サービスやインフラ等の面において、民間放送事業者とできる限りの連携・協力を行う事」と要請されていたことも踏まえて、インターネット活用業務の分野でも放送の二元体制を維持・発展させるため、民放事業者との積極的な連携・協力を期待します。

【日本テレビ放送網（株） 他】

- 算定根拠で「他の放送事業者が行うインターネット配信業務への協力」といった協会の社会的役割について示されています。先行者として得られた常時同時配信の運用課題、利用実績データ、費用実績は民間放送事業者にとっても大変有益な知見です。放送事業の発展となり、公共の利益となるよう、民間放送事業者にも共有していただくことを期待いたします。

【(株) 中国放送】

- NHKの番組配信については、主に同時配信についての議論が行われてきましたが、2020年10月の定例会見でNHK会長が「同時配信よりも、見逃し番組配信の方が、リクエストが非常に強い」と発言した通り、「見逃し番組配信」のニーズも高いものと考えます。NHKにおいては、同時配信だけでなく、見逃し番組配信の実績や分析結果などの情報を開示するなど、関係事業者との情報共有に努めるよう要望します。

する受信料により賄われていることや、NHKには放送サービス向上のために先導的な役割が求められていることから、インターネット活用業務の実施により得られた知見等が広く社会全体に裨益するよう、民間放送事業者に対して、知見等の共有を行うことが望ましいと考えます。

【(株) フジテレビジョン】

- インターネット活用業務で得られる通信ネットワークへの負荷のデータや、システム構築、権利処理等に関する知見についても、開示するよう要望します。

【(株) テレビ信州】

- 当社はこれまで、NHKが同時配信で得たデータ（ユーザーの特性・利用時間・利用エリアなど）、合理的なシステム構築や権利処理における知見・ノウハウなどを、地方まで含めた民放事業者に積極的に共有して頂くよう求めてきました。インターネット活用業務の分野でも放送の二元体制を維持・発展させるため、地方まで含めた民放事業者との積極的な連携・協力を期待します。

【中京テレビ放送(株)】

- NHKはインターネット分野における民放事業者との連携・協調に資する取り組みのための費用を見込んでいます。具体的な協力内容は明らかになっていませんが、放送分野と同様にNHK・民放事業者の二元体制を維持・発展させる視座が重要です。民放事業者の意見を十分に尊重しながら、こうした取り組みが着実に実行されることを強く期待します。

【(株) テレビ東京ホールディングス】

- 民間放送局の経営環境が厳しさを増す中、NHKのネット事業

今後の放送行政に対する御意見として承ります。

<p>など事業拡大によって、特に地方局に対して大きな影響を及ぼすことが懸念されます。我々は地方の民間放送局として、いかにして地域ジャーナリズムを守っていくのかを日々考えています。地方局は、ローカル情報発信の担い手として、いずれの地域においても不可欠な存在です。ローカル放送が衰退すれば、地域の文化は廃れ、情報の大都市一局集中がさらに進む恐れがあります。何より、地域の安全・安心についての情報や生活情報が減り、地域の視聴者にとって不利益となります。日本の放送界は、公共放送と民間放送の二元体制が維持されることで、発展してきました。報道の自由は、多様なメディアが共存することで保たれます。今後も、民間放送局とのバランスを十分に配慮していただきたいと考えます。</p> <p>公共放送が本来果たすべき役割を大きく超えて巨大化するNHKグループのあり方を真摯に捉え、民業を圧迫することなく公共性を前提とした展開を軸にインターネット活用業務を進めることを強く要望します。</p> <p style="text-align: center;">【(株)中国放送】</p> <p>○ 受信機に紐づいている受信料からなる財源を投入する必要があるのか、考える必要もあるのではないのでしょうか。総務省におかれましても、民間事業者の意見を十分くみ取り、精緻に検証いただくことを要望します。</p> <p style="text-align: center;">【讀賣テレビ放送(株)】</p>	<p>なお、総務省としては、インターネット活用業務実施基準の変更認可申請がなされた場合には、透明性の高いプロセスの下で、広く国民・視聴者の意見を踏まえつつ検討を進めるため、原則として、総務省の考え方を公表し、意見募集を行うこととしています。</p>
<p>○ NHKはインターネット分野において、事業を行うべきではない。</p>	<p>NHKは、放送法第20条第2項第2号及び第3号に基づき、放送した番組又は放送する放送番組及びその編集上必要な資料その他の放送番組</p>

<p>○ NHKによるインターネット参入は原則として、テレビ放送用に制作されたアーカイブの閲覧のみにするべき。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>に対する理解の増進に資する情報を、自ら又は他の事業者を通じて、インターネットを通じて一般に提供する「インターネット活用業務」を行うことができることとされています。</p>
<p>○ 見逃し配信は別料金によって提供しているが、アーカイブは、NHKの受信料支払い者に対しては、無料で提供すべきである。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>地上テレビ見逃し番組配信については、NHKが提供するサービス（NHKプラス）において、放送後から7日間、受信契約者が確認できた者に追加の料金の負担なく提供されています。</p> <p>また、過去に放送された番組については、NHKが提供する「アーカイブス・ポータル」において、広く一般に提供することに公益上の意義があるものとして随時設定するテーマに基づいて選定の上、一般にインターネット配信が行われています。</p>
<p>○ 将来、受信料を負担する対象が、インターネットに接続することができる環境を有する者にまで拡大されることに反対する。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>今後の放送行政に対する御意見として承ります。</p>
<p>○ 今年4月、NHKは本格的に常時同時配信をスタートしました。NHKのインターネット活用業務は受信料収入を財源とされています。その受信料の体系及び水準について見直しを進める方針が示されていない中で、これまでの「上限（受信料収入の2.5%）」を大きく上回る上限を設定し、潤沢な財源をベースに巨費を投じてインターネット活用業務を拡大すれば、民間事業、特に昨今のメディア環境の急激な変化に加え今コロナ禍において経営環境が厳しさを増す民放地方局に、様々な影響を及ぼすことは不可避です。「三位一体改革」の具体案を示さずに、放送の補完として認められ、実施費用を受信料で賄うインターネット活用業務を拡大することは、国民、視聴者の理解が得られないと考えま</p>	<p>今後の放送行政に対する御意見として承ります。</p> <p>なお、NHKは、令和元年8月4日に公表した「NHK経営計画（2021-2023年度）（案）」において、構造改革を通じた支出規模の圧縮、NHKグループ全体のガバナンスの強化等を実施することとしています。</p> <p>受信料については、「日本放送協会令和元年度業務報告書に付する総務大臣の意見」に示したとおり、国民・視聴者の期待に応えられるようなものとしていく必要があり、受信料の公平負担を徹底するほか、業務の合理化・効率化を進め、その利益を国民・視聴者に適切に還元していくといった取組が求められ、特に負担感のある「衛星付加受信料」をはじめとする受信料の在り方について、コロナ禍における家計の負担軽減の観点から、衛星波の削減を含む既存業務全体の徹底的な見直しとあわせ</p>

<p>す。</p> <p style="text-align: right;">【(株) 中国放送】</p> <p>○ 総務省は長年NHKに「三位一体」改革を求めているが、NHKは具体的な話を全く進めておらず、NHKが改革の具体案を示して、結果を出すべきである。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>て、早急に見直しを行っていくことが強く求められると考えます。</p> <p>総務省としては、引き続きNHKに、「業務」・「受信料」・「ガバナンス」の三位一体の改革を検討し、その結果を中期経営計画等に反映していくことを求めてまいります。</p>
<p>○ 受信料を値下げしてもらいたい。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>今後の放送行政に対する御意見として承ります。</p> <p>なお、受信料については、「日本放送協会令和元年度業務報告書に付する総務大臣の意見」に示したとおり、国民・視聴者の期待に応えられるようなものとしていく必要があり、受信料の公平負担を徹底するほか、業務の合理化・効率化を進め、その利益を国民・視聴者に適切に還元していくといった取組が求められ、特に負担感のある「衛星付加受信料」をはじめとする受信料の在り方について、コロナ禍における家計の負担軽減の観点から、衛星波の削減を含む既存業務全体の徹底的な見直しとあわせて、早急に見直しを行っていくことが強く求められると考えます。</p> <p>総務省としては、NHKに、引き続き、受信料の水準及び在り方について見直しを求めてまいります。</p>
<p>○ 番組内容が公共放送にふさわしくない（偏向報道を是正してほしいという御意見を含む。）。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>放送法は、放送事業者による「自主自律」を基本とする枠組みであり、放送事業者は、自らの責任で放送番組を編集するものとしつつ、放送番組の編集に当たっては、政治的に公平であることや、意見が対立している問題について、できるだけ多くの角度から論点を明らかにすること等が求められています。</p> <p>また、放送法では、NHKを含む基幹放送事業者は、教養番組又は教育番組並びに報道番組及び娯楽番組を設けることが求められています。</p>

	<p>さらに、NHKについては、放送法では、公衆の要望を満たし、文化水準の向上に寄与するように、豊かで良質な放送番組の放送を行うこと、我が国の優れた文化の保存並びに新たな文化の育成及び普及に役立つこと等が求められています。</p> <p>NHKにおいては、こうした放送法の規定を踏まえ、国民・視聴者の信頼に応えつつ、公共放送としての社会的使命を果たすことが求められるものと考えます。</p>
<p>○ NHKの組織を見直してほしい（公共放送の在り方に対する御意見、NHKを国営化／民営化／廃止してほしいという御意見等に対する御意見を含む。）。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>今後の放送行政に対する御意見として承ります。</p> <p>なお、我が国の放送は、広く国民・視聴者が公平に負担する受信料を収入源とするNHKと民間放送の二元体制の下で着実な発展を遂げてきたところ、NHKにおいては、国民・視聴者の信頼に応えつつ、引き続き公共放送としての社会的使命を果たしていくことが求められるものと考えます。</p>
<p>○ NHKの放送をスクランブル化し、受信契約を締結した人だけがNHKの番組を視聴できるようにしてほしい。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>今後の放送行政に対する御意見として承ります。</p> <p>なお、我が国の放送は、広く国民・視聴者が公平に負担する受信料を収入源とするNHKと民間放送の二元体制の下で着実な発展を遂げてきたところ、NHKにおいては、国民・視聴者の信頼に応えつつ、あまねく全国で受信できるように放送することや、豊かで良い番組を放送し、地方向け番組も提供すること等、引き続き公共放送としての社会的使命を果たしていくことが求められるものと考えます。</p> <p>視聴の対価として料金を支払うこととするいわゆるスクランブル化については、NHKが、このような公共放送としての社会的使命を果たしていくことが困難になるものと考えます。</p>
<p>上記以外の御意見について</p>	<p>様々な観点から多くの御意見をいただきました。これらの御意見は、今後の放送行政に対する御意見として承ります。</p>